# 公衆浴場に係る基準の見直しの方向性(案)について 市民のみなさまからのご意見を募集します

#### 趣旨

本市では、公衆浴場に関する構造設備等の基準について、衛生及び風紀上の観点から名古屋市公衆浴場法施行条例に定め、許可指導を行ってきたところです。

しかし、近年、公衆浴場を取り巻く社会状況は、営業形態の多様化や市民意識の変化など大きく変わってきております。

そこで、本市の基準が現在の社会状況に応じたものとなるよう、有識者懇談会の 開催や市民アンケート調査等を実施し検討を重ね、この度、「公衆浴場に係る基準の 見直しの方向性(案)」をとりまとめましたので、みなさまのご意見をお聞かせくだ さい。

#### 意見募集期間

で 令和7年10月20日(月曜日)から令和7年11月18日(火曜日)まで (郵便の場合は11月18日(火曜日)必着、電子メールまたはファックスの場合は当日送信日時記録有効)

#### 提出方法

。別紙「意見提出用紙」に、意見、住所、氏名をご記入のうえ、電子メール、ファックス、郵便または持参により、下記の提出先までご提出ください。

- ※任意の様式でもご提出いただけますが、「公衆浴場に係る基準の見直しの方向性(案)」 に対するご意見であること、住所、氏名を明記してください。
- ※電話または来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。
- ※直接お持ちいただく場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前8時45分から午後5時15分までにお越しください。
- ※お寄せいただいたご意見につきましては、後日、本市の考え方とあわせて公表する予定です。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

#### 個人情報の取扱い

- ・意見公表の際は、住所、氏名など個人が特定できるような内容は掲載しません。
- ・住所、氏名などについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的に 利用・提供しないとともに、適正に管理します。

#### 提出先・問い合わせ先

提出先 名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課分室(市役所本庁舎 1 階)

住 所:〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電子メール: a2658@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

ファックス:052-972-4194

問い合わせ先 電話番号:052-972-2658

名古屋市公式ウェブサイト



※点字版、音声変換用テキストデータを希望される方はお問い合わせください。

### 公衆浴場に係る基準の見直しの方向性 (案)

#### 1 男女混浴の年齢制限について

区分	内 容
現行の基準	○「8歳以上」の男女の混浴を制限しています。
問題点	○現在の社会状況に対して適切な基準となっているか。
見直しの 方 向 性	○「小学校入学後」の男女の混浴を制限することとします。

### 2 貸切風呂における男女混浴の扱いについて

区分	内 容
現行の基準	<ul><li>○グループや家族に対して浴室を貸し出す貸切風呂については、着衣のない男女混浴を認めていません。</li></ul>
問題点	○風紀上の観点からの規制であるが、過度な規制となっていないか。
見直しの 方 向 性	<ul><li>○貸切風呂での着衣のない男女混浴は、「家族」での利用に限り認め、 営業者の負担とならない方法で家族である旨の確認を行ってもらうこ ととします。</li></ul>

### 3「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の基準について

# <本市における「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の比較>

区分	普通公衆浴場	その他の公衆浴場
定義	温湯、潮湯又は温泉を使用して、 男女各1浴室に同時に多数人を入浴 させる公衆浴場であって、日常生活 において保健衛生上必要な施設	普通公衆浴場以外の公衆浴場
施設の例	銭湯	スーパー銭湯、岩盤浴、 サウナ主体の施設
構造設備等 の基準	同	
入浴料金	物価統制令の適用あり (愛知県知事により入浴料金の上限 額が指定されています。)	自由価格
行政による 助成制度等	あり	なし

# (1)「普通公衆浴場」の基準について

	公衆冷場」の基準について	
区分	内容	
現行の基準	○構造設備等の基準が「その他の公衆浴場」と同一の基準となっていす。	ょ
問題点	○「普通公衆浴場」は行政による助成等が行われている施設であるめ、構造設備等の基準を明確にし、「その他の公衆浴場」との差別を図る必要があります。	
	「普通公衆浴場」は物価統制令に基づく入浴料金を基本とする施設でり、日常生活において保健衛生上必要な入浴機会を提供する施設であことを明確にする基準を設けます。	
		天
	通公衆浴場」の <u>施設</u> <u>全体の面積</u> には上限 を設けます。  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***	天
見直しの 方 向 性	②「普通公衆浴場」は 入浴が主目的の施設 であることから、施 設全体のうち <u>入浴施</u> 設 (脱衣室・浴室・	要外 天
	<u>露天風呂)</u> の割合の 基準を設けます。	天
	日常生活において保 健衛生上必要な入浴 機会の提供を目的と していることから、	<b>天</b> 湯)
	温浴槽(露天風呂の       温湯を含む)と付帯       設備(サウナ室・水       風呂)の面積比の基準を設けます。	

# (2)「その他の公衆浴場」の基準について

区分	内 容
現行の基準	<ul><li>○原則として男風呂と女風呂をそれぞれ設けなければならず、洗い場や 浴槽等の面積に下限値を設けています。</li></ul>
問題点	○現行の基準が、男性専用施設や女性専用施設、小規模な施設などの新 たな営業形態に十分に対応できていません。
見直しの 方 向 性	<ul><li>○男風呂と女風呂をそれぞれ設けなければならない基準と、洗い場や浴槽等の面積の下限値を削除します。</li></ul>

### 4 衛生措置の基準について

区分	内 容
現行の基準	<ul><li>○水風呂に対する衛生措置の基準がなく、浴槽の湯等に対する衛生措置 についても条例で定めていない事項が多くあります。</li></ul>
問題点	○衛生措置が不十分であると、感染症による健康被害が発生するおそれがあります。
見直しの 方 向 性	<ul><li>○水風呂に対する衛生措置の基準を新たに設けるとともに、浴槽の湯等 に対するレジオネラ属菌等の衛生措置についても必要な基準を条例に 定めます。</li></ul>

# 5 旅館業における共同浴場の基準について

区分	内 容
現行の基準	○旅館業の施設に設置された共同浴場については、公衆浴場の基準とは 別に、「名古屋市旅館業法の施行等に関する条例」において基準を設 けています。
問題点	<ul><li>○公衆浴場の基準と同様、水風呂等に対する基準がないため、感染症発生のリスクが懸念されます。</li></ul>
見直しの 方 向 性	○公衆浴場の基準と同様の見直しを行います。

### 公衆浴場に係る基準の見直しの方向性(案)に対する 意見提出用紙

住	所	
氏	名	
【意	意見の	D内容】
	<b></b>	

提出期限 令和7年11月18日(火曜日)

※郵便の場合は必着、電子メールまたはファックスの場合は当日送 信日時記録有効

提出先 名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課分室(市役所本庁舎 1 階)

住 所:〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電子メール:a2658@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

ファックス:052-972-4194

問い合わせ先 電話番号:052-972-2658